

公益財団法人青森市シルバー人材センター 令和6年度事業計画

I 基本方針

青森市は、65歳以上の高齢者人口が増加し、高齢化が進んでおります。令和6年3月1日には、高齢化率が前年の32.50%から0.55%増え33.05%に達しました。

増加する高齢者と、その高齢者の雇用・就業ニーズの多様化等の社会環境の下、令和3年4月から企業等において70歳までの高年齢者就業確保措置が努力義務となったことから、年齢にかかわらず働き続けることができる「生涯現役社会」を実現し、地域社会の活力を維持していく必要があります。

シルバー人材センターは、健康で働く意欲のある高齢者が、社会の担い手となり、就業を通じて生きがいの充実と社会参加の喜びを得るための事業を実施しており、今まで以上にその役割が重要になっているものと認識しております。

このような状況を踏まえ、シルバー人材センター事業の中核である高年齢者就業機会確保事業の一層の拡大を目指し、専門知識・技術を持つ者の就業機会の確保等に努め、新たな就業先の開拓等、会員の多様な就業ニーズへの対応に全力をあげて取り組んでまいります。

「経営戦略プラン（第3期、R2～R4）」の計画期間中は、新型コロナウイルス感染症の影響が大きく、設定した経営戦略目標を達成することができませんでした。新たな中期計画では、コロナ前の水準に回復させることを経営戦略目標とし策定しております。

令和6年度は、平成24年4月1日の公益財団法人への移行から13年目であり、3ヵ年の「経営戦略プラン（第4期、R5～R7）」の2年目となることから、設定した経営戦略目標を達成することにより、自らの生きがいの充実や社会参加を希望する高齢者の就業機会の拡大と、福祉の増進を図るとともに、高齢者の能力を生かした活力ある地域社会づくりに寄与するため、積極的に次の事業を推進いたします。

II 事業実施計画

1 就業機会提供事業

シルバー人材センターの理念に賛同し、自己の知識・経験を生かした就業を通じて社会参加と、自らの生きがいづくりを希望する健康で働く意欲のある会員に対し、通話相手の過去の受注履歴等を、瞬時に検索できる電話機とコンピュータが連動した機能を活用し、より効率的に、より多くの会員に就業の機会を提供するように努めます。

- (1) 目標会員数 1, 163人
- (2) 目標就業者数 873人
- (3) 目標就業率 75.0%
- (4) 目標就業延人員 95,000人日
- (5) 目標契約金額 467,000千円

(うち労働者派遣事業は、地域社会のニーズに沿った業務運営に資するため、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律第39条に係る業務拡大を推進し、114,000千円とする。)

2 就業機会確保事業

(1) 安全・適正就業推進事業

シルバー人材センター事業の運営において、会員の安全就業が最重要課題であり、会員の就業中の傷害・賠償事故及び就業途上における事故防止対策を推進するとともに、安全・適正就業は会員自身の健康が基本であることから、次の取組を実施いたします。

【実施内容】

- (1) 安全・適正就業委員会を開催する取組
- (2) 安全・適正就業研修会及び講習会を開催する取組
- (3) 安全・適正就業パトロールを実施する取組
特に今年度は草刈飛散事故防止パトロールを重点的に行います。
- (4) 安全・適正就業についての広報及び啓発活動をする取組
 - ① 毎月発行の「シルバー事務局だより」で、事故防止の啓発と、安全スローガンや事故の速報など注意の喚起
 - ② 「会員のしおり」を配布し、全会員へ傷害・賠償責任保険の契約内容の周知とともに、重大事故発生時の連絡の徹底と事務局の連絡網の活用
 - ③ 新規会員説明会における、体力低下等による高齢者特有の事故例の説明
- (5) 適正就業基準等の制定等による適正就業推進を強化する取組
- (6) 健康診断受診の奨励
全ての会員が、健康管理のために青森市が無料で実施している特定健康診査又は後期高齢者健康診査（年1回の利用）及びがん検診等（有料）を受診することを目標とし、会員の病気の早期発見等と自身の健康への関心を高めるための取組をいたします。

(2) 普及啓発事業

会員の増強や就業機会の確保等、シルバー人材センター事業の発展・拡充のためには、あらゆる機会をとらえて、地域社会全体に高齢社会におけるシルバー人材センターの存在意義、理念、仕組み等を正しく、広く浸透させる積極的な活動が必要であることから、公益社団法人青森県シルバー人材センター連合会と連携し、次の取組を実施いたします。

【実施内容】

(1) 市の「広報あおもり」等広報紙に会員の募集等を掲載する取組

(2) 新聞等報道機関へ情報提供をする取組

(3) 「シルバー人材センター事業普及啓発促進月間」で活動する取組

毎年10月1日から31日までの間、全国の各シルバー人材センターでは普及啓発活動を展開しています。今年度も県下一円で「シルバーの日」を定め、シルバー人材センター事業の社会的意義をアピールするため、県内のシルバー人材センターとともに社会奉仕活動等を実施いたします。

(4) ボランティア活動へ参加をする取組

浪岡地区での浪岡川、道路沿いの清掃ボランティアへの参加を通じて地域との連携を深め、シルバー人材センター事業の浸透を図ります。

(5) ホームページを活用する取組

シルバー人材センター事業の発展を期すため、公益社団法人全国シルバー人材センター事業協会は、平成12年度からシルバー人材センター事業について広く情報提供することを目的としたホームページを開設し、仕事や会員の就業の仕組みについての説明のほか、事業統計データ、外部の高齢者の雇用・就業関連ホームページリンク集等を掲載しております。このホームページと令和3年度にリニューアルしたシルバー人材センターのホームページをリンクさせることにより、広く市民に各種情報の発信を行います。

(6) デジタルを活用した普及活動を行う取組

コロナ禍を契機として社会全体のデジタル化が急速に進んでおり、シルバー人材センターの情報発信拡充の観点から、国のセンターのデジタル化推進方針に基づき、デジタル技術やウェブの活用を行います。

(3) 就業開拓提供事業

会員の多様化する就業ニーズに対応するため、就業機会提供事業（労働者派遣事業及び職業紹介事業を含む。）における新たな就業先の開拓及びシルバー人材センターが受注可能な新しい就業分野の開拓に努める必要があることから、次の取組を実施いたします。

【実施内容】

- (1) 会員の高齢者らしい丁寧で誠実な仕事と、口コミ運動等を展開する取組
会員に適した就業分野の開拓及び就業機会確保のため官公庁・民間事業所・一般家庭へのシルバー人材センターの理念及び仕組み等の周知に努め、積極的に受注活動を展開
- (2) ホームページを活用する取組
- (3) 関係機関と連携し、地域の労働市場についての情報交換を行う取組
- (4) 令和6年3月に運用を開始した会員クラウドサービスを活用し、就業情報の提供を行う取組
- (5) タウンページへ広告を掲載する取組
- (6) 青森市浪岡商工会の街灯看板へ広告を掲載する取組
- (7) その他受注拡大のために必要な広告を掲載する取組

(3-1) 福祉・家事援助事業

介護保険制度の改正により、介護保険の認定がより厳しい状況の中、シルバー人材センターの介護労働分野で担う役割は、年々大きくなってきています。健康な高齢者が福祉・家事援助サービスを必要とする高齢者や病弱者に提供するサービスとして、次の事業を実施いたします。

【実施内容】

- (1) シルバー人材センター独自の福祉・家事援助サービス事業
「福祉サービス事業」は、介助・介護・その周辺業務など、主として高齢者、障がい者、病弱者に対するサービス（対人サービス）を行う事業
「家事援助サービス事業」は、個人家庭の掃除・洗濯・買物・食事の支度・園児の送迎・ベビーシッター・留守番など家事全般を対象としたサービスを行う事業

(4) 訓練研修事業

臨時的かつ短期的な就業に必要な知識及び技能の付与を目的とし、希望職種に就業することを援助するとともに、シルバー人材センター事業の就業機会拡大のため、次の講習を実施いたします。

【実施内容】

(1) 植木剪定実技講習	1回
(2) 植木雪囲い実技講習	1回
(3) 防火管理者講習（外部講習を受講）	1回
(4) 普通救命講習（外部講習を受講）	1回
(5) パソコン・スマホ講習	3回
（会員のデジタル利用を促進するための講習）	

(4-1) キャリアアップに資する教育訓練（参考：派遣事業）

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号。）第30条の2の規定に基づき、派遣就業会員を対象にキャリアアップに資する次の教育訓練等を実施いたします。

【実施内容】

- (1) 入職時の訓練
- (2) 1年以上の雇用見込みのある者の訓練

3 会員の福利厚生と親睦

会員相互の親睦と連帯意識の高揚、福祉の増進を図るため、次の取組を実施いたします。

【実施内容】

- (1) 会員の慶弔（就業中の怪我等の見舞いを含む）に関する取組
- (2) 会員相互の親睦と連帯意識の高揚、健康保持のため交流会を開催する取組

4 事業運営の強化と事務局体制の整備

「自主・自立、共働・共助」の基本理念を踏まえた適正な事業運営と、社団法人浪岡町シルバー人材センターとの統合により地域が拡大されたことなどから、増大する事務を処理するため、今後ともセンターの安定的な事業運営を確保する観点からも、事務局体制の継続的な整備が重要となっています。

そこで、インターネットを利用しネットワークを構築した本所及び浪岡支所間のコンピュータシステムを積極的に活用したオンライン化による事務処理の簡素化及び効率化に加え、ウェブによる受注の拡大等を図るために、センターのデジタル化を推進いたします。